

議案第38号

狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、加入者」を「若しくは加入者」に改める。

第4条第1項中「第6条」を「次条第3項」に改める。

第5条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が医療を受けようとする場合は、保険医療機関等において医療保険各法に規定する電子資格確認等により被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない。

第6条中「受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）」を「受給者」に改める。

第7条第2項中「市長の指定する」を「現物給付（市長が保険医療機関等に対し、受給者に代わってひとり親家庭等医療費を支払うことをいう。）ができる埼玉県内の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項、第4条第1項、第5条及び第6条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

令和4年6月3日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

ひとり親家庭等医療費の支給に係る利便性の向上を図るため、当該医療費の窓口払いを廃止する保険医療機関等の範囲を拡大するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。